

4. 石油コンビナート等防災本部条例等

宮城県石油コンビナート等防災本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び専門員)

第2条 法第28条第5項第4号及び第9号に規定する本部員の定数は、25人以内とする。

2 法第28条第5項第9号の規定により任命される本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項に規定する本部員は、再任されることができる。

4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災本部に、幹事を置く。

2 幹事は、本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもつてこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

「次のよう」は省略

宮城県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則

石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年宮城県条例第47号)附則第一項の規定に基づき同条例の施行期日は、昭和51年7月14日とする。

宮城県石油コンビナート等防災本部規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、石油コンビナート等防災本部条例（昭和 51 年宮城県条例第 47 号）第 5 条の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災本部の招集)

第 2 条 防災本部の招集は、本部長が会議開催の 5 日前までに、日時、場所及び審議事項を示して、本部員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は期間を短縮することができる。

2 本部員は、病気その他の理由により出席できないときは本部長に届けなければならない。

(議事録)

第 3 条 防災本部の会議に関する事項は、議事録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席本部員及び欠席本部員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 議事録の大要
- (5) 諸報告の大要
- (6) その他必要と認める事項

(部 会)

第 4 条 防災本部に置く部会の名称、数及び構成については、本部長が防災本部に諮って定める。

2 部会長は、調査審議のため必要があるときは、本部長の承認を得て、部会に属さない本部員の出席を求めることができる。

3 前 2 条の規定は、部会の会議について準用する。

(幹事会議)

第 5 条 本部長は、防災本部の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

2 部会長は、部会の運営について必要があるときは、当該部会を構成する本部員の所属する機関等から任命された幹事の会議を開催することができる。

3 第 2 条及び第 3 条の規定は前 2 項の会議について準用する。

(専決処分)

第 6 条 本部長は、防災本部の属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 27 条第 3 項第 4 号で規定する関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行なうこと。
- (2) 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関して必要な指示を行うこと。
- (3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 21 条で規定する関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 部会に付議することが適当と認められる事案について、関係部会に付議すること。
- (5) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (6) その他軽易な事項に関すること。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、防災本部に報告しなければならない。

(異動の報告)

第 7 条 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 28 条第 5 項第 4 号に定める者以外の本部員及び幹事に異動が生じた場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。

(委任)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和 51 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、一部改正の日（平成 13 年 3 月 22 日）から施行する。

宮城県石油コンビナート等防災本部事務処理要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、宮城県石油コンビナート等防災本部規程（昭和 51 年宮 8 月 28 日施行）第 8 条の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（防災本部の庶務）

第 2 条 防災本部の庶務は、宮城県総務部消防課（以下「消防課」という。）において処理する。

（議事事項の送付）

第 3 条 本部員は、防災本部に審議を求める事項が生じたときは、関係書類を添えて消防課に送付するものとする。

（部会の審議）

第 4 条 本部長は、防災本部で審議すべき事案として決定されたもののうちから、あらかじめ部会で調査審議を要すると判断したものについて、それぞれ関係部会長に部会を開催する旨の指示をするものとする。

2 部会長は、前項の指示を受けたときは、速やかに部会を開催し審議を行なうものとする。

3 部会長は、審議が終了したときは、速やかに報告書を作成し、議事録を添えて本部長に提出するものとする。

（その他）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、防災本部の事務処理について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 種事業所の指定について

宮城県石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 5 号に規定する第 2 種事業所に、下記事業所が、昭和 51 年 9 月 29 日に指定された。

仙 台 地 区

トーア・スチール(株)仙台製造所

東北スチール(株)

(株)仙台サンソセンター

仙台市ガス局港工場

東邦アセチレン(株)仙台事業所

塩 釜 地 区

富士興産(株)塩釜油槽所

品川燃料(株)塩釜油槽所

渡兵運輸(株)塩釜営業所

第 2 種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 5 号に規定する第 2 種事業所に、下記事業所が、平成 4 年 1 月 28 日に指定された。

仙 台 地 区

東洋製罐株式会社仙台工場

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成5年2月3日に指定され、また同日付けで富士興産株式会社塩釜油槽所の第2種事業所の指定が解除された。

塩釜地区

丸紅エネルギー株式会社塩釜油槽所

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成8年9月11日に指定された。

仙台地区

仙台市ガス局新港工場

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成10年5月2日に指定され、また同日付けで品川燃料(株)塩釜油槽所の第2種事業所の指定が解除された。

塩釜地区

シナネン株式会社仙台支店塩釜油槽所

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成11年4月28日に指定され、また同日付けでトーア・スチール株式会社仙台製造所の第2種事業所の指定が解除された。

仙台地区

エヌケーケー条鋼株式会社仙台製造所

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成16年10月19日付けで仙台市ガス局港工場が解除された。

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成17年5月26日に指定され、また同日付けで仙台市ガス局新港工場の第2種事業所の指定が解除された。（名称変更に伴う）

仙台地区

仙台市ガス局港工場

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成17年6月1日に指定され、また同日付けでエヌケー一条鋼株式会社仙台製造所の第2種事業所の指定が解除された。（名称変更に伴う）

仙台地区

JFE条鋼株式会社仙台製造所

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成18年9月29日に指定され、また同日付けで丸紅エネルギー株式会社塩釜油槽所の第2種事業所の指定が解除された。

塩釜地区

富士興産株式会社塩釜油槽所

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成21年1月26日付けで東洋製罐株式会社仙台工場が解除された。

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成21年7月24日付けでJFE条鋼株式会社仙台製造所が解除された。

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成23年3月4日付けでシナネン株式会社塩釜油槽所が解除された。

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成23年10月31日に指定された。

仙台地区

東北電力株式会社新仙台火力発電所

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成24年3月14日付けで東北スチール株式会社が解除された。

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成24年11月12日付けで渡兵運輸株式会社塩釜営業所が解除された。

第2種事業所の指定について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所に、下記事業所が、平成27年4月24日に指定され、また同日付けで東邦アセチレン株式会社仙台事業所の第2種事業所の指定が解除された。（名称変更に伴う）

仙 台 地 区

東邦アセチレン株式会社多賀城工場

第2種事業所の解除について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第2種事業所から、平成30年9月14日付けで富士興産株式会社塩釜油槽所が解除された。